

平成27年 9 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成27年 9 月高浜市議会定例会は、平成27年 9 月 1 日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 (諸 報 告) |
| 日程第 3 | 同意第 6 号 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 4 | 議案第52号 高浜市公共施設マネジメント基本条例の制定について 議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について 議案第54号 市道路線の認定について 議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について 議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について 議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について 議案第58号 財産の無償譲渡について |
| 日程第 5 | 議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第 2 回） 議案第60号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回） 議案第61号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第 1 回） 議案第62号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回） 議案第63号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回） 議案第64号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 2 回） 議案第65号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回） |
| 日程第 6 | 認定第 1 号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について 認定第 2 号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 3 号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 4 号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 5 号 平成26年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 6 号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 7 号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 認定第 8 号 平成26年度高浜市水道事業会計決算認定について |

日程第7 報告第7号 専決処分の報告について

報告第8号 平成26年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 杉浦康憲 | 2番 | 神谷利盛 |
| 3番 | 柳沢英希 | 4番 | 浅岡保夫 |
| 5番 | 長谷川広昌 | 6番 | 黒川美克 |
| 7番 | 柴田耕一 | 8番 | 幸前信雄 |
| 9番 | 杉浦辰夫 | 10番 | 杉浦敏和 |
| 11番 | 神谷直子 | 12番 | 内藤とし子 |
| 13番 | 北川広人 | 14番 | 鈴木勝彦 |
| 15番 | 小嶋克文 | 16番 | 小野田由紀子 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | |
|--------|----------|-------|
| 市 | 長 | 吉岡初浩 |
| 副 | 市長 | 神谷坂敏 |
| 教 | 育長 | 岸上善徳 |
| 企 | 画部長 | 加藤元久 |
| 総合政策 | グループリーダー | 木村忠好 |
| 人事 | グループリーダー | 野口恒夫 |
| 総 | 務部長 | 新美龍二 |
| 行政 | グループリーダー | 山本時雄 |
| 行政 | グループ主幹 | 杉浦嘉彦 |
| 財務 | グループリーダー | 内田徹 |
| 市民総合窓口 | センター長 | 大岡英城 |
| 市民窓口 | グループリーダー | 三井まゆみ |
| 市民生活 | グループリーダー | 山下浩二 |
| 税務 | グループリーダー | 鵜殿巖 |
| 福 | 祉部長 | 神谷美百合 |
| 地域福祉 | グループリーダー | 杉浦崇臣 |
| 地域福祉 | グループ主幹 | 安蒜丈範 |

| | |
|-------------------|-------|
| 介護保険・障がいグループリーダー | 竹内正夫 |
| 福祉まるごと相談グループリーダー | 野口真樹 |
| 生涯現役まちづくりグループリーダー | 磯村和志 |
| こども未来部長 | 中村孝徳 |
| こども育成グループリーダー | 都築真哉 |
| 文化スポーツグループリーダー | 岡島正明 |
| 都市政策部長 | 深谷直弘 |
| 都市整備グループリーダー | 田中秀彦 |
| 企業支援グループリーダー | 平山昌秋 |
| 都市防災グループリーダー | 芝田啓二 |
| 上下水道グループリーダー | 竹内定 |
| 地域産業グループリーダー | 板倉宏幸 |
| 会計管理者 | 長谷川宜史 |
| 学校経営グループリーダー | 内藤克己 |
| 学校経営グループ主幹 | 岡本竜生 |
| 監査委員事務局長 | 杉浦義人 |
| 代表監査委員 | 加藤仁康 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 森野隆 |
| 主査 | 内藤修平 |

議事の経過

○議長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、同意、条例の制定・一部改正、平成27年度補正予算、平成26年度決算認定など諸案件が提出されております。

議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（幸前信雄） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成27年9月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成27年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中、全員の方の御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

10月からは、国民や企業に番号を割り振る共通番号、マイナンバー制度が始まります。当市においても、住民票を有する全ての方に1人1つの12桁の番号が通知をされます。導入時に制限の多いマイナンバー制度ですが、行政事務の効率化や市民の利便性向上につながると期待が寄せられております。将来を見据えて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

本日提案をさせていただきます案件でございますが、同意1件、一般議案7件、補正予算7件、認定8件を御審議いただきますほか、報告2件を申し上げるものでございます。

詳細につきましては、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御同意、御可決、御認定あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（幸前信雄） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（幸前信雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、5番、長谷川広昌議員、6番、黒川美克議員を指名いたします。

○議長（幸前信雄） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） 皆さん、改めましておはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成27年9月高浜市議会定例会の運営につきまして、去る6月26日及び8月24日に議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より9月29日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いについては、本日は、同意第6号を即決で願い、引き続き議案の上程、説明を受け、報告第7号及び報告第8号について報告を受けます。

9月3日及び4日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月7日に議案第52号から議案第58号までの条例等関係及び議案第59号から議案第65号までの補正予算関係並びに認定第1号から認定第8号までの決算認定関係について総括質疑を行います。

また、議案第55号及び認定第1号から認定第8号までの決算認定関係については、決算特別委員会を設置して、9月9日から11日までの3日間で審査をお願いいたします。

総務建設委員会については、議案第53号、第54号、議案第59号から議案第63号及び議案第65号の8議案を付託、福祉文教委員会については、議案第65号から議案第59号及び議案第64号の5議案と陳情第3号から陳情第8号を付託、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第52号及び議案第59号の2議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この9月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして、報告いたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（幸前信雄） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月29日までの29日間といたし

たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幸前信雄） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの29日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項により御報告いたします。

本日までに陳情書6件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、6月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（幸前信雄） 日程第3 同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（岸上善徳） 教育委員の任命について御説明を申し上げます。

参考資料のほうにも、見ていただきたいと思いますけれども、今回、教育委員会委員、神谷次男氏が平成27年9月30日付で任期満了となりますので、磯貝 毅氏を新たに委員に任命していただきたい、そういう内容でございます。

磯貝 毅氏にありましては、現在も磯貝医院として開業をされておりますけれども、まだ小さなお子様も育てておられる、まさに教育委員として最適であろうというふうに思っておりますので、何とぞ磯貝 毅委員を御同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（幸前信雄） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（幸前信雄） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（幸前信雄） 賛成討論を求めます。

13番、北川広人議員。

[13番 北川広人 登壇]

○13番（北川広人） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、同意第6号 教育委員会委員の任命について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、高浜市においても総合教育会議が設置をされました。この会議は、市長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、連携して教育行政を推進するものであります。つまり、教育委員会は多様な課題への対応はもちろんのこと、教育行政に責任を持った合議制の執行機関としての使命感を求められるものであります。本同意案件は、その教育委員の任命であります。

ただいまの提案説明にもございましたけれども、磯貝 毅氏は、平成6年から青木町内で20年余りにわたり地域医療に従事され、市内小学校・中学校の校医や幼稚園の園医も務められ、御自身も現在、現役のPTAの一員であります。同氏が今日まで培われた経験、保護者としての経験は、高浜市の教育に多大な御貢献がいただけるものと確信をしております。

このたびの任命につきましては、温厚誠実なお人柄や医師としての立場からも地域の信望も厚く、まことに適任であり、本案に同意するものであります。

議員全員の御同意をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

[13番 北川広人 降壇]

○議長（幸前信雄） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（幸前信雄） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第6号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（幸前信雄） 起立全員であります。

よって、同意第6号は、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（幸前信雄） 日程第4 議案第52号から議案第58号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第52号 高浜市公共施設マネジメント基本条例の制定について御説明を申し上げます。

公共施設は、住民の福祉を増進することを目的とし、市民生活に必要なサービスを提供する拠点として、また、市民生活や経済活動を支える基盤として、市民の皆様の貴重な財産であります。この貴重な財産である公共施設の未来を見守り、誰もが安心して暮らせるまちにしていくため、本条例をここに制定するものでございます。

まず、前文でございます。

ここでは、ただいま申し上げました理念を、「私たち」という市民を主語にした表現で、今後の公共施設のあり方への取り組みに対する決意をうたっております。

次に、第1条の「目的」では、公共施設の老朽化問題への対応、取り組みについて市、市民、議会等が一体となり、よりよい形で次の世代に引き継いでいくこととしております。

第2条では、本条例の解釈に当たり、重要な用語として公共施設、公共施設マネジメント、市民、関係団体、事業者について、それぞれその意味を定めております。

このうち、第1号では、庁舎、学校などのいわゆる箱物と、道路、橋梁、上下水道などインフラを含めた施設を公共施設とし、第2号、公共施設マネジメントについては、公共施設の長寿命化、複合化・集約化等を行うことにより、行政サービスの維持・向上、財政負担の軽減・平準化を図り、長期にわたって持続可能な財政運営を行うための取り組みとしております。

次に、第3条の「基本方針」では、本市が目指す公共施設マネジメントの基本的な考え方を定めております。

第1号では、将来の人口推移や、時代とともに変化していく市民ニーズに対応した長期的な視点を持った取り組みを実施することとしています。

第2号では、インフラ資産は市民生活の基盤であることから、適切な維持管理を行い、安全・安心を確保するための取り組みを実施することとしております。

第3号では、箱物施設について、行政サービスを提供するために施設があるという機能重視の考え方をもとに、利用状況などの実態を踏まえて、施設の複合化や集約化を行う取り組みを実施することとしております。

第4号では、公共施設の整備や管理運営について、全てを公共で賄うのではなく、民間のノウハウ、活力を視野に入れた取り組みを実施することとしております。

第5号では、総合的な視点から、将来の財政見通しを明確にした上で、公共施設の優先順位づけなど、総合調整をトップマネジメントにより進めていくこととしております。

次に、第4条では「市の役割」として、市が担うべき責務を「市」という主語を用いて定めております。

第1項では、箱物施設にインフラ資産を含めた公共施設全般にわたる総合的な計画、公共施設等総合管理計画を策定することとしております。

第2項では、公共施設等総合管理計画を推進する体制として、市長を長とする公共施設総合管

理計画推進本部会議を設置して、公共施設マネジメントの推進に努めることとしております。

第3項は、市が持続可能な財政運営を行うため、公共施設総合管理計画と連動した長期財政計画を策定することとしております。

第4項では、市民の皆様とともに公共施設のあり方を進めていくという観点から、公共施設マネジメントの取り組み内容、方向性、進捗状況等について広報、ホームページ等を通してわかりやすく公表していくこととしております。

次に、第5条「議会の役割」でございます。

高浜市議会基本条例の理念に基づき、議会が担うべき責務を定めたものであり、公共施設マネジメントの取り組みが市民の視点、将来の高浜市の姿を見据えた適切なものとなっているかなど、審査、調査・研究を行っていくこととしております。

第6条は「関係団体及び事業者」の役割を定めており、公共施設の整備、管理・運営を行うに当たり、さらなる効率的かつ効果的な取り組みに努めることとしております。

第7条は、今後、公共施設マネジメントを進めていく上で、市の取り組みに対する市民の理解と協力が必要不可欠であることから、「市民の協力」について定めたものであります。

最後になりますが、第8条では「委員会の設置」を定めており、市が取り組む公共施設マネジメントに関する進捗管理、評価、検証、見直しに向けた提言を行うため、第三者機関として有識者による委員会、高浜市公共施設マネジメント推進委員会を設置することとしております。

附則におきまして、本条例の施行につきましては、平成27年10月1日からとしております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） 次に、議案第53号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料の2ページ、3ページ及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）に係る行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、初回交付無料である個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるものであります。

まず、第1条の一部改正では、手数料の種類、金額等を定める別表第5において、新たに個人番号通知カードの再発行を行う場合の個人番号通知カードの再交付手数料1件500円を加えるとともに、住民票の写し作成手数料の備考欄に「戸籍の附票を含む。」を加えるものであります。

戸籍の附票の作成手数料につきましては、住民基本台帳法第20条「住民票の写しの交付方法に準じて取り扱う」の規定に基づき対応をしていたものを、今回の一部改正に合わせ、備考欄に「戸籍の附票を含む。」と明記するものであります。

第2条の一部改正では、手数料の種類、金額等を定める別表第5において、個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードが交付終了となることから、「住民基本台帳カード交付手数料」を削るとともに、個人番号カードの再発行を行う場合の個人番号カードの再発行手数料1件800円を新たに加えるものであります。

最後に、附則におきまして、本条例の施行日を、第1条の規定については平成27年10月5日からとし、第2条の規定においては平成28年1月1日からとしております。

以上、御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第54号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の3ページ、また添付されております図面もあわせてごらんください。

本案は、新たに6路線を市道路線として認定をお願いするものでございます。

新たな路線は、都市計画法第29条に基づく開発行為により設置をされた道路で、本市に帰属をされたものであります。

なお、今回の認定路線の概要は参考資料のとおりでありまして、この6路線の合計の延長は669.8メートルとなり、平成26年度3月末の路線数は754路線、認定総延長は20万2,125.2メートルで、今回の6路線を加算いたしますと、認定路線数は760路線、認定総延長は20万2,795メートルとなります。

説明は以上でございます。

次に、議案第55号 平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

議案参考資料4ページもあわせてごらんください。

未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

平成26年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金は12億5,016万3,592円で、そのうち、減債積立金に2,500万円、建設改良積立金に9,000万円を積み立てさせていただくとともに、11億2,942万8,482円を資本金への組み入れをさせていただき、残りの573万5,110円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

なお、平成26年度未処分利益剰余金12億5,016万3,592円と、平成25年度の未処分利益剰余金8,061万2,419円と比較し大幅に増額した理由は、会計制度の改正によるもので、配水管や配水場等の施設の整備をするために工事負担金、補助金等により取得をした資本剰余金のうち、該当資産の減価償却が残っているものは長期前受け金として負債に計上することになりましたが、既に

償却が終わっているものについてはみなし償却廃止に伴う経過措置として、未処分利益剰余金として計上をすることとなったものによるものでございます。

説明は以上でございます。

2議案とも原案のとおり御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 企画部長。

○企画部長（加藤元久） それでは、議案第56号 高浜市個人情報保護条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の4ページ及び新旧対照表をあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下「番号法」と申し上げますが、この法律の本格施行に伴い、個人番号を含む個人情報であります特定個人情報の保護や取り扱い等に関し必要な事項を定めるとともに、番号法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律との整合を図るため、本条例を改正するものであります。

改正の内容につきまして、逐次御説明申し上げます。

まず、第2条の改正は、用語の定義について定める本条に4号を追加するもので、第5号の個人番号、第6号の特定個人情報及び第7号の情報提供等記録につきましては、それぞれ番号法の所要規定に基づき定義づけいたしております。

また、第8号の保有特定個人情報につきましては、第3号で定める保有個人情報の定義規定に準じて、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして保有しているものをいう。」とし、「ただし、公文書に記録されているものに限る。」といたしております。

次に、第6条の改正は、個人情報を取り扱う事務の範囲に、新たに特定個人情報を取り扱う事務を加えるものでございます。

次に、第7条の改正は、保有個人情報の利用及び提供の制限に関する規定について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に準じて、条文の整備を行うものであります。

次に、第7条の2の追加は、保有特定個人情報の利用の制限に関する規定を追加するもので、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用してはならないこととするほか、個人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意があるとき、または本人の同意を得ることが困難であるときは、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除き、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報をみずから利用することができることとするものであります。

次に、第7条の3の追加は、情報提供等記録の利用の制限に関する規定を追加するもので、実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、情報提供等記録をみずから

利用してはならないことといたすものであります。

次に、第7条の4の追加は、保有特定個人情報の提供の制限に関する規定を追加するもので、実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならないことといたすものであります。

次に、第8条の改正は、保有個人情報の提供先に対する措置要求に関する規定について、当該保有個人情報の範囲から、保有特定個人情報を除くこととするものであります。

次に、第9条の改正は、オンライン結合による保有個人情報の提供の制限に関する規定について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に準じて、条文の整備を行うほか、第3項において、番号法第19条各号のいずれかに該当すると認められるときは、オンライン結合により、保有特定個人情報を提供することができることとするものであります。

次に、第14条の改正は、自己情報の開示請求権に関する規定を整備するもので、開示請求に係る法定代理人について、保有特定個人情報の開示請求に係る法定代理人に、新たに本人の委任による代理人を加えるほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に準じて、条文の整備を行うものであります。

次に、第15条及び第17条の改正は、保有特定個人情報に関する開示請求の方法及び開示の実施に係る法定代理人について、第14条の規定に準じて、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、第19条の改正は、自己情報の訂正請求に関する規定について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に準じて、条文の整備を行うものであります。

次に、第21条の3の改正は、保有個人情報の提供先への通知に関する規定について、第21条の4の追加に伴い、保有個人情報の訂正に係る当該保有個人情報の範囲から情報提供等記録を除くこととするものであります。

次に、第21条の4の追加は、情報提供等記録の提供先への通知に関する規定を追加するもので、実施機関は、情報提供等記録を訂正した場合において必要があると認めるときは、総務大臣及び情報照会者等に対し、遅滞なくその旨を書面により通知することとするものであります。

次に、第22条の改正は、保有個人情報の利用停止請求権に関する規定について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に準じて、条文の整備を行うものであります。

次に、第22条の2の追加は、保有特定個人情報の利用停止請求権に関する規定を追加するもので、自己に関する保有特定個人情報が、実施機関により適法に取得されたものでないときなどと思料されるときは、当該保有特定個人情報の利用の停止、消去、提供の禁止の措置を請求することができることとするものであります。

次に、第23条の改正は、保有個人情報及び保有特定個人情報の利用停止請求に係る規定の整備を受けて条文の整備を行うものであります。

次に、第29条の改正は、他の制度との調整に関する規定について、保有個人情報の範囲から保

有特定個人情報を除くこととするものであります。

最後に、附則の関係でございますが、この条例は平成28年1月1日から施行することとし、ただし、第2条に4号を追加する改正規定及び第7条の次に3条を加える改正規定のうち、第7条の4を追加する改正規定につきましては、本年10月5日から、また第7条の次に3条を加える改正規定のうち、第7条の3を加える改正規定、第21条の3の改正規定及び、同条の次に1条を加える改正規定につきましては、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から、それぞれ施行することといたしております。

以上が議案第56号の説明でございます。

続きまして、議案第57号 高浜市職員の再任用に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の6ページ及び新旧対照表をあわせて御参照いただきますようお願いいたします。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、本年10月1日から地方公務員が加入する共済年金が、厚生年金に統一されることを受け、本条例の附則第2条で定めております特定警察職員等への適用期日に関する規定において、特定警察職員等に係る定義として引用いたしております「地方公務員等共済組合法附則第18条の2第1項第1号」が、「厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号」に改められたことに伴い、条文の整備を行うものであります。

説明は以上でございます。

両議案とも慎重御審議の上、何とぞ原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） こども未来部長。

○こども未来部長（中村孝徳） それでは、議案第58号 財産の無償譲渡について御説明申し上げます。

旧高浜市立吉浜保育園及び旧高浜市吉浜児童センターは、鉄筋コンクリートづくり2階建て、床面積1,197.46平方メートルで、平成7年3月に竣工し、4月1日より市の直営により運営を開始いたしました。そして、平成24年4月1日に高浜市より社会福祉法人知多学園に運営を移管しております。

去る7月21日に、社会福祉法人知多学園より建物を修繕する場合には、高浜市との協議が必要となり、児童の安全性を最優先に考えた場合には迅速な対応が必要となること等の理由により、建物の無償譲渡に関する要望書が提出されました。

建物は築20年が経過、施設に手を入れる時期に差しかかっていることや、社会福祉法人知多学園による運営も3年を経過、円滑に園運営を行っていること等により、建物及び建物に附帯する設備を含めて無償譲渡するために、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を

お願いするものでございます。

なお、譲渡時期につきましては、現時点では平成28年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

原案のとおり御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 日程第5 議案第59号から議案第65号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、議案第59号 平成27年度高浜市一般会計補正予算（第2回）につきまして御説明を申し上げます。

初めに、補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億7,029万2,000円を追加し、補正後の予算総額を144億2,574万8,000円といたすものであります。

8ページをお願いいたします。

地方債の補正は、普通交付税の算定結果により、発行可能となった臨時財政対策債を追加するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

補正予算説明書の58ページをお願いいたします。

まず、9款1項1目地方交付税では、当初予算では不交付と見込んだ普通交付税を新たに計上いたすものであります。

13款2項1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付内示により増額いたすものであります。

13款2項2目民生費国庫補助金は、国の生活困窮者自立支援事業の予算体系が見直されたことによる組みかえを行うとともに、介護保険システムの改修に対する補助金を計上いたすものであります。

60ページをお願いいたします。

16款1項1目一般寄附金は、愛知県陶器瓦工業組合から100万円、高浜市商工会から50万円の寄附をいただいたものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として、財政調整基金繰入金を減額いたすものであります。

18款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い増額をいたすものであります。

19款4項4目雑入の増額は、前年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴う返還金が

主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

62ページをお願いいたします。

2款1項3目市民活動支援費では、二池町及び碧海町の集会所改修費に対する補助金を、2款1項7目職員管理費では、市役所本庁舎の移設に伴い、保管文書量の削減を図るため、新たに保管文書電子化業務委託料をお願いするものであります。

2款1項12目企画費では、公共施設あり方計画を推進するため、新たに設置する公共施設マネジメント推進委員会の委員の謝礼及び公共施設マネジメントアドバイザーへの謝礼を、18目防災対策費では芳川町及び向山町の防災倉庫設置費に対する補助金を計上いたしております。

66ページをお願いいたします。

2款8項1目基金費では、財源調整として財政調整基金に、また今後の公共施設等の整備に備えて公共施設等整備基金に、それぞれ積み立てを行うものであります。

3款1項2目地域福祉推進費では、社会保障・税番号制度の実施に伴い、特別児童扶養手当を管理するシステム修正費を、また、9目介護保険推進費では、介護保険制度の改正に伴い介護保険システムの修正費をそれぞれ計上いたしております。

11目認知症対策費では、脳とからだの健康チェックの実施に当たり、対象者に対して受診を勧奨するためのスタッフ謝礼及び業務委託料をお願いするものであります。

68ページをお願いいたします。

3款1項19目介護保険事業費、20目後期高齢者医療事業費では、前年度繰越金の確定などにより、それぞれ特別会計への繰出金を減額いたすものであります。

70ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費では、公共建築物である高浜港駅舎の三州瓦屋根工事に対する奨励補助金を計上いたしております。

8款2項1目生活道路新設改良費では、平成28年度国庫補助対象の舗装修繕工事を円滑に進めるため、本年度において舗装修繕調査設計業務委託料を計上するほか、道路の老朽化等に伴う小規模工事費の増額をお願いするものであります。

8款5項3目公共下水道費では、前年度繰越金の確定などにより、公共下水道事業特別会計への繰出金を減額し、4目公園緑化費では、都市公園及び児童遊園における施設の老朽化に対応するため、修繕料の増額をお願いするものであります。

72ページをお願いいたします。

12款公債費につきましては、平成16年度に借り入れた市債の利率見直しなどに伴い、元金及び利子それぞれ増減を行うものであります。

以上でございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第60号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ9,767万円を追加し、補正後の予算総額を41億699万2,000円といたすものでございます。

次に、補正予算説明書の88ページをお願いいたします。

歳入の2款2項1目財政調整交付金は、新規保健事業である国保ヘルスアップ事業に伴う特別財政調整交付金として、国からの通知に基づく収入実績見込みにより79万円を増額いたすものであります。

9款1項2目その他繰越金は、平成26年度の決算額の確定に伴い9,688万円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

90ページをお願いいたします。

8款2項3目保健指導費は、新規保健事業である国保ヘルスアップ事業として、データヘルス計画に基づき実施を行う特定健康診査未受診者対策及び生活習慣病重症化予防対策等に伴うものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う余剰財源であります6,888万8,000円を支払準備基金に積み立てるものであります。

11款1項3目償還金の2,799万円は、退職者医療療養給付費交付金に係る事業実績通知に伴い、社会保険診療報酬支払基金への返還金であります。

以上で、議案第60号についての説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第61号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,333万9,000円を追加し、補正後の予算総額を9,616万5,000円とするものでございます。

補正予算説明書の98ページをお願いいたします。

歳入2款1項1目の繰越金4,333万9,000円は、前年度の決算額の確定に伴う補正でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

100ページをお願いいたします。

2款1項1目の予備費の増額は、今回の補正に伴う財源の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第62号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の25ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ718万3,000円を増額し、補正後の予算総額を14億3,435万3,000円とするものであります。

補正予算説明書の108ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金2,838万7,000円の減額は、繰越金の額確定及び利子償還金の額の確定などに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次に、6款1項1目繰越金3,526万6,000円の増額は、前年度の決算額の確定に伴うものであります。

7款3項1目雑入4,000円の増額は、職員の退職に伴う臨時職員の雇用保険料本人負担分でございます。

8款1項1目下水道事業債30万円の増額は、流域下水道の衣浦東部流域下水道建設事業費負担金の借り入れ範囲の変更によるものでございます。

続きまして、110ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費105万2,000円の増額は、職員の退職により臨時職員の賃金等を計上させていただくものです。

1款2項1目下水道建設費896万4,000円の増額は、今後の維持管理計画を策定していくに当たり、下水道施設現況調査検討業務を委託するものです。

2款1項1目、利子283万3,000円の減額は、借入金の利子償還額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第63号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,983万9,000円を追加し、補正後の予算総額を8,300万5,000円とするものでございます。

次に、補正予算説明書120ページをお願いいたします。

歳入の2款1項1目繰越金の1,983万9,000円は、前年度決算額の確定に伴う補正でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

122ページをお願いいたします。

歳出の2款1項1目の予備費は、今回の補正に伴い財源の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。3議案とも原案のとおり御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、議案第64号 平成27年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書39ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ3,389万6,000円を追加し、補正後の予算総額を24億8,229万9,000円といたすものであります。

なお、介護サービス事業勘定については、歳入歳出の総額に変更はなく、42ページの歳入歳出補正予算の総括表のとおり、補正額はゼロ円となっております。

次に、補正予算説明書132ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、4款1項1目介護給付費交付金は、26年度の超過分を本年度の交付金において調整することに伴い減額を、2目の地域支援事業支援交付金は、26年度の額の確定などに伴い過年度分として増額いたすものであります。

7款1項1目一般会計繰入金及び2項1目介護給付費準備基金繰入金は、それぞれ平成26年度の実績に伴い減額するもので、8款1項1目繰越金は前年度からの繰越金でございます。

134ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款1項介護サービス等諸費から136ページの6項特定入所者介護サービス費は、いずれも介護給付費交付金の減額に伴う財源更正で、補正額はゼロ円となっております。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、前年度からの繰越金により2,546万4,000円を積み立てるもので、6款1項2目介護給付費過年度分返還金は、26年度介護給付費負担金等の、確定に伴う返還金でございます。

144ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金が生じたことに伴い354万8,000円を減額、3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第65号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の45ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ156万6,000円を追加し、補正後の予算総額を4億6,021万8,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の152ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、歳出職員給与費の減額等に伴い7万3,000円を減額いたすものであります。

4款1項1目繰越金は、平成26年度の決算額の確定に伴い163万9,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

154ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療システムの変更に伴う歳入事務電算処理業務委託料として51万8,000円を増額いたすものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金について平成26年度分に係る保険料収入のうち、出納整理期間中に収納し納付未済となっております104万8,000円を増額いたすものであります。

以上、議案第65号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 暫時休憩いたします。

再開は11時5分。

午前10時53分休憩

午前11時5分再開

○議長（幸前信雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 認定第1号から認定第8号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新美龍二） それでは、認定第1号 平成26年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

まず、決算書の2ページをお願いします。

歳入決算額は146億4,117万145円で、歳出決算額は136億7,438万3,971円、歳入歳出差引残額は9億6,678万6,174円となっております。

次に、実質収支額でございます。

決算書の202ページをお願いします。

実質収支に関する調書にありますように、実質収支額は9億4,811万3,174円となっております。それでは、歳入決算について御説明を申し上げます。

主要施策成果説明書の21ページをお願いします。

1 款市税は87億4,931万8,363円で、主に個人市民税、法人市民税の増収により、前年度と比較し5%の増となっております。徴収率は94.4%、不納欠損額は4,693万6,674円となっております。次に、24ページをお願いします。

2 款地方譲与税は1億103万9,674円、3 款利子割交付金は1,837万6,000円、4 款配当割交付金は、県民税配当割収入額の大幅な増により5,801万6,000円、5 款株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等譲渡所得割収入額の減により3,776万8,000円となっております。

26ページをお願いします。

6 款地方消費税交付金は、地方消費税率の引き上げにより前年度と比較して22.8%増の5億2,277万8,000円、7 款自動車取得税交付金は、前年度と比較し56.4%減の2,370万円で、それぞれ所定の算定式に基づき交付されております。

8 款地方特例交付金は4,056万3,000円、9 款地方交付税は普通交付税、特別交付税合わせて2億2,982万3,000円で、このうち普通交付税については、基準財政収入額の増により前年度と比較して32.6%減の1億175万2,000円となり、平成22年度以降、5年連続で交付団体となっております。

次に、28ページをお願いします。

10 款交通安全対策特別交付金は646万4,000円、11 款分担金及び負担金は1億8,401万7,232円、12 款使用料及び手数料は1億8,401万1,218円となっております。

30ページをお願いします。

13 款国庫支出金は、主に臨時福祉給付金給付事業費補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金の増により16億9,160万2,612円となっております。

14 款県支出金は、主に子育て支援減税手当給付費補助金の増により9億8,254万2,303円となっております。

32ページをお願いします。

15 款財産収入は、主に稗田町地内の少年野球専用グラウンドの売却により1億4,925万3,288円となっております。

16 款寄附金は830万4,525円で、このうちふるさと応援寄附金は、52名の方から145万円の御寄附をいただいております。

34ページをお願いします。

17 款繰入金は6,518万7,661円、18 款繰越金は9億684万1,004円、19 款諸収入は3億4,656万4,265円となっております。

37ページをお願いします。

20 款市債は3億3,500万円で、道路改良事業、論地どんぐり公園整備事業の事業債と臨時財政

対策債の借り入れを行っております。

続きまして、歳出決算について御説明申し上げます。

38ページをお願いします。

まず、1款議会費は1億7,649万329円でございます。

40ページをお願いします。

2款総務費は17億7,363万4,828円でございます。

主な取り組みといたしまして、68ページをお願いします。

市庁舎あり方公募事業において、市庁舎整備に向けて、実施方針、募集要項等の作成から選定委員会の運営といった一連の支援業務を委託しております。

77ページをお願いします。

アシタのたかはま研究事業では、人口、まちづくり、行政サービスといった視点から本市の状況を調査・分析し、研究レポートを作成するとともに、しあわせづくり計画の策定に向けての準備を行っております。

89ページをお願いします。

防災活動事業において、愛知県地域防災計画の見直しに伴い、本市の地域防災計画を改定しております。

109ページをお願いします。

基金運用事業では、今後安定した財政運営を行うために、財政調整基金及び公共施設等整備基金に積み立てを行っております。

次に、110ページをお願いします。

3款民生費は56億7,111万2,000円でございます。主な取り組みといたしまして、社会福祉推進事業では、113ページの障がい者福祉計画を初めとする各種計画を策定しております。

123ページをお願いします。

権利擁護推進事業では、平成26年10月から権利擁護支援センターを開設し、権利擁護に関する課題を一元的にとらえ、相談体制機能の充実に努めております。

142ページをお願いします。

生涯現役のまちづくり創出事業において、健康自生地を創出し、高齢者の閉じこもり防止、居場所づくり、生きがいつくり等に努めております。

150ページをお願いします。

生活困窮者自立支援事業において、平成27年4月の生活困窮者自立支援法施行に向けて、全庁的な支援体制の整備や自立相談支援機関の体制整備等に取り組んでおります。

152ページをお願いします。

認知症早期発見事業においては、脳と体の健康チェックの本格実施に向けた事前準備などに取

り組んでおります。

160ページをお願いします。

臨時福祉給付金給付事業においては、消費税率の引き上げに伴い臨時福祉給付金を支給し、低所得者の負担軽減を図っております。また、子育て支援として、子育て世帯臨時特例給付金及び子育て支援減税手当の支給を行っております。

165ページをお願いします。

保育園管理運営事業において、高浜南部保育園分園の移設に対する建設費補助、また子ども・子育て支援法の施行に合わせ、新たな電子システムの構築を行っております。

185ページをお願いします。

子ども・子育て会議運営事業において、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画を策定しております。

次に、188ページをお願いします。

4 款衛生費は15億8,042万9,602円でございます。主な取り組みといたしまして、老人・成人保健事業における各種健康診査、197ページの予防接種事業における各種予防接種の実施、198ページの妊娠出産包括支援事業においては、1歳バースデー訪問や、産後デイサービス事業を実施し、切れ目のない産前産後の支援体制を構築いたしております。また、地域医療振興事業においては地域医療の確保のため、刈谷豊田総合病院高浜分院の運営費及び設備整備費等の補助を行っております。

次に、215ページをお願いします。

5 款労働費は69万580円でございます。

217ページをお願いします。

6 款農林水産業費は7,125万6,614円となっております。

次に、229ページをお願いします。

7 款商工費は2億3,212万125円でございます。主な取り組みとしまして、232ページをお願いします。

産業経済活性化事業において、新たな工業用地の創出を進めるとともに、各種の企業支援を行っております。

237ページをお願いします。

8 款土木費は11億9,401万3,584円でございます。主な取り組みといたしまして、243ページをお願いします。

市道新設改良事業において、主要幹線道路のうち、損傷度の高い市道宮裏線及び市道三高駅東線の舗装修繕を行い、道路利用者の安全確保及び災害時の緊急輸送路の確保を図っております。

252ページをお願いします。

公園整備管理事業において、論地どんぐり公園の造成工事など一次避難所機能を有した防災公園の整備を進めております。

258ページをお願いします。

9款消防費は4億8,234万1,574円でございます。

260ページをお願いします。

10款教育費は14億4,047万4,434円でございます。主な取り組みといたしまして、266ページをお願いします。

小学校維持管理事業において、全小学校体育館の天井、照明器具などの非構造部材の診断を実施するとともに、吉浜小学校、高取小学校についてはつり天井の撤去工事を実施するための設計業務を委託し、災害時の防災対策を進めております。また、翼小学校では児童数の増加に伴い、教室改修工事を行っております。

276ページをお願いします。

社会教育費では、公民館、図書館、美術館などの管理運営事業を、286ページのこども・若者成長応援事業では、きずな実行委員会の活動に対し補助金を交付し、タカハマ物語2の制作に関連するさまざまな活動を通して、子供・若者の成長応援を行っております。

300ページをお願いします。

11款災害復旧費は64万413円でございます。

12款公債費は10億5,117万9,888円でございます。前年度と比較し2億7,395万6,753円の減となっており、平成26年度末の地方債現在高は89億3,101万7,662円となっております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、認定第2号 平成26年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では206ページから、主要施策成果説明書では305ページからになりますのでよろしく願い申し上げます。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書を中心に説明させていただきます。

主要施策成果説明書の305ページをお願いいたします。

平成26年度末現在における国民健康保険の被保険者の状況は、全体で世帯数が5,354世帯、被保険者数が9,464人となっております。

306ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1款国民健康保険税の総額は10億5,837万4,554円で、前年度と比較し2.8%、2,878万7,200円の増となっております。収納率につきましては、現年度課税が88.8%、滞納繰越分が22.0%で、

全体の収納率は67.1%となっております。

2款国庫支出金は6億6,606万3,949円で、療養給付費等負担金及び財政調整交付金などが主なものであります。

3款療養給付費交付金は1億9,715万1,088円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等療養給付費交付金であります。

4款前期高齢者交付金は7億1,742万8,392円で、前期高齢者の加入割合に応じて、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けております。

5款県支出金は1億8,285万5,282円で、都道府県財政調整交付金などが主なものであります。

6款共同事業交付金は3億1,395万4,684円で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

8款繰入金は、一般会計繰入金、9款繰越金は、前年度繰越金であります。

10款諸収入は、延滞金及び第三者納付金などが主なものであります。

以上、歳入決算総額は35億2,736万1,624円で、予算現額に対する割合は101.4%、前年度と同率で137万7,094円の増となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の308ページをお願いいたします。

1款総務費は6,074万7,539円で、職員の人件費を初め、国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

311ページをお願いいたします。

2款保険給付費は前年度比1.0%減の22億1,234万6,190円で、一般被保険者療養給付費として17億8,238万531円、退職被保険者等療養給付費として1億5,503万8,588円を支出したほか、312ページから313ページの高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などを支出しております。

314ページをお願いいたします。

3款後期高齢者支援金は、後期高齢者医療に対する保険者負担分として5億1,134万7,271円を社会保険診療報酬支払基金へ拠出しております。

315ページをお願いします。

6款介護納付金は2億2,153万8,952円で、社会保険診療報酬支払基金への納付金であり、7款共同事業拠出金は3億3,966万1,779円で、愛知県国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金であります。

316ページをお願いいたします。

8款保健事業費は4,173万7,193円で、特定健康診査等事業を初め、317ページの診療報酬明細書（レセプト）点検事業及び医療費通知事業、健康診査費用助成事業が主なものであります。

なお、平成26年度は、健診医療の情報を活用した保健事業の実施計画でございますデータヘル

ス計画を策定しております。

318ページをお願いいたします。

9 款基金積立金は、利子積立金として11万5,463円を積み立てており、平成26年度末現在の支払準備基金残高は3,073万7,919円となっております。

11 款諸支支出金は3,256万8,541円で、過年度の過誤納保険税の還付金及び過年度補助金等の精算に伴う返還金が主なものであります。

以上、歳出決算総額は34億2,048万1,415円で、予算執行率98.3%、前年度対比0.2%、696万1,097円の減となっております。

以上、認定第2号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、認定第3号 平成26年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では37ページから41ページ、237ページから246ページ、主要施策成果説明書では322ページから324ページのほうを御参照ください。

なお、説明は説明書の322ページをお願いいたします。

まず、歳入総額7,359万5,000円で、前年度対比138%、2,025万7,423円の増額となっております。

歳出総額は3,025万4,977円で、前年度対比374%、2,216万5,730円の増額となっており、歳入歳出差引額は4,334万23円でございます。

歳入の主な内容を御説明いたします。

1 款財産収入、収入済額2,829万5,239円、予算対比217.6%で、その内訳は土地開発基金所有7筆の財産貸付収入と本会計所有地10筆の不動産貸付収入、それから高浜市産業立地促進に関する条例に基づくあっせん用地の1筆、416平方メートルの土地を一般会計に処分をいたしましたものなどでございます。

次に、歳出の内容を御説明いたします。

324ページをごらんください。

公有財産購入費2,516万8,000円は、稗田町五丁目地内の土地開発基金用地1筆、416平方メートルを取得いたしましたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、認定第4号 平成26年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

決算書では45ページから49ページ、250ページから264ページ、主要施策成果説明書では324ページから345ページとなっております。

なお、説明につきましては成果説明書で説明をいたしますので、328ページをお願いいたします。

歳入総額は14億4,700万5,347円で、前年度対比では113.3%、1億7,024万3,224円の増となっております。

歳出総額は14億1,172万8,901円で、前年度対比では114.6%、1億7,987万216円の増、歳入歳出差引額は3,027万6,446円であります。

歳入の主な内容を御説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金4,941万7,450円は、主に432件分の下水道受益者負担金を収納したものでございます。

2 款使用料及び手数料 2 億7,914万7,748円は、主に公共下水道供用開始区域内における有収水量219万1,022立方メートルに対する下水道の使用料でございます。

3 款国庫支出金 1 億180万円は、社会資本整備総合交付金で、平成25年度に繰り越しをさせていただいた繰越明許分950万円を含んでおり、交付金対象事業費 2 億360万円に対して、交付率が10分の5でございます。

5 款繰入金 6 億1,638万3,000円は、主に人件費、借入金償還分として一般会計より繰り入れをお願いいたしましたものであります。

6 款繰越金4,490万3,438円は、前年度の決算収支の差額を繰り越したものでございます。

7 款諸収入955万3,711円は、流域下水道事業維持管理費償還金等でございます。

8 款市債 3 億4,580万円は、平成26年度分の公共下水道事業で 3 億1,700万円、流域下水道事業で1,070万円の 3 億2,770万円を地方公共団体金融機構及び財務省から借り入れをしたものと、平成25年度の繰越明許分1,810万円を地方公共団体金融機構から借り入れをしたものでございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

334ページをお願いいたします。

1 項総務管理費 2 目維持管理費の 2 億3,220万8,822円は、下水道施設維持管理事業で 2 億2,247万371円と下水道管路管理事業で973万8,451円を支出しており、その内容については記載のとおりでございます。

336ページをお願いいたします。

2 項下水道建設費 1 目下水道建設費の 6 億914万5,148円は、汚水施設総務事業の2,852万3,883円、汚水施設建設事業の 5 億3,202万6,897円の支出と、344ページの雨水施設建設事業費の2,718万6,840円等で、その内容につきましては記載のとおりでございます。

345ページをお願いします。

2 款公債費 5 億4,794万2,748円は、借入金元金償還事業の 3 億7,053万3,700円及び借入金利子償還事業の 1 億7,740万9,048円で、公共下水道及び流域下水道の整備費として地方公共団体金融

機構、財務省、旧公営企業金融公庫及び旧日本郵政公社等から借り入れを行ったものでございます。

なお、起債残高につきましては、前年度と比較して2,473万3,700円減となり、78億1,623万7,324円となります。

説明は以上でございます。

続きまして、認定第5号 平成27年度公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

決算書では53ページから57ページ、268ページから276ページ、主要施策成果説明書では350ページから354ページを御参照ください。

説明につきましては、主要成果施策説明書でさせていただきますので、350ページをお願いいたします。

まず、歳入総額は8,131万7,018円で、前年度対比114.5%、1,027万4,500円の増額となっております。

歳出総額は2,790万5,865円で、前年度対比135.9%、736万7,720円の増額となっており、歳入歳出差引額は5,341万1,153円であります。

歳入の主な内容を御説明いたします。

1 款使用料及び手数料、収入済額3,076万2,660円、予算対比103.6%で、定期貸し及び時間貸しの駐車料金、回数券、プリペイドカードの収入でございます。

次に、歳出の内容を御説明いたします。

352ページをごらんください。

支出の主な内容といたしましては、(2) 委託料1,525万円は、駐車場の指定管理委託料でございます。

353ページをお願いいたします。

(3) 使用料及び賃借料507万3,600円は、三高駅西駐車場敷地の借地料でございます。

(4) 工事請負費577万6,920円は、駐車場内の区画線、誘導線の引き直し及び自動火災報知機取りかえ等の工事費でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 福祉部長。

○福祉部長（神谷美百合） それでは、認定第6号 平成26年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では282ページから324ページ、主要施策成果説明書では359ページから388ページでございます。

主要施策成果説明書の359ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は24億7,228万4,465円、歳出決算額は24億2,165万775円で、歳入歳出の差引額は5,063万3,690円でございます。

平成26年度末の第1号被保険者数は8,630人で、前年度と比較して3.8%、312人の増、要介護(要支援)認定者数については1,496人で、前年度と比較して3.7%、53人の増となっております。360ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款保険料は5億5,317万3,175円で、前年度対比4.6%の増となっております。

徴収率は前年度と同じ96.3%でございます。

次に、2款使用料及び手数料は110万5,500円で、宅老所等の使用料及び軽度生活援助員派遣手数料が主なものでございます。

3款国庫支出金は4億8,612万1,386円で、介護給付費に対する国の負担分と普通調整交付金及び地域支援事業に対する交付金でございます。

4款支払基金交付金は5億9,822万2,263円で、第2号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

5款県支出金は3億1,856万7,725円で、介護給付費に対する県の負担分と地域支援事業に対する交付金でございます。

6款財産収入45万1,388円は、介護給付費準備基金利子として、7款繰入金3億3,590万3,000円は、介護サービス・介護予防サービスの給付費などに対する市の負担分や職員の人件費等に対する一般会計からの繰入金でございます。

8款繰越金1億7,685万3,579円は、前年度からの繰越金として、9款諸収入の188万6,449円は居宅介護支援券に係る本人負担分が主なものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

362ページをお願いいたします。

1款総務費は8,033万9,269円で、介護保険の事業運営に係る職員の人件費、介護認定審査会及び介護認定調査に係る経費が主なものでございます。

365ページをお願いいたします。

2款保険給付費は21億9,284万511円で、前年度対比6.9%、1億4,172万9,535円の増となっております。

居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、施設介護サービスなど各種サービス費の給付を行いました。

次に、373ページをお願いいたします。

3款保健福祉事業費は520万5,804円で、居宅介護用品等の給付及び住宅改修費の補助を実施し、

要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を支援いたしました。

次に、374ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費は4,367万1,064円で、基本チェックリストを活用し、2次予防高齢者の把握を行うとともに、介護予防事業を実施するほか、介護予防のための知識の普及啓発や宅老所を初めとした介護予防拠点施設の管理運営事業を行いました。

382ページをお願いいたします。

5款基金積立金は4,125万388円で、介護給付費準備基金への積み立てをし、6款の諸支出金は5,834万3,739円で、介護給付費の国及び県負担金の返還金が主なものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明を申し上げます。

385ページをお願いいたします。

歳入決算額は1,583万1,440円、歳出決算額は1,228万1,472円で、歳入歳出差引額は354万9,968円でございます。

386ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料は1,160万5,979円で、介護予防給付手数料の収入でございます。

2款繰入金168万8,000円は、職員給与費など一般会計からの繰入金、3款繰越金252万4,222円は、前年度からの繰越金でございます。

388ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款サービス事業費は1,228万1,472円で、居宅介護支援事業所に対する介護予防ケアマネジメントの委託料が主なものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、認定第7号 平成26年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の391ページをお願いいたします。

まず、平成26年度末現在の被保険者の状況でございますが、所得の少ない1割負担の方が4,073人、現役並み所得の3割負担の方が347人、合計で4,420人となっており、前年度と比較して118人の増となっております。

392ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は3億4,706万3,100円で、前年度比5.0%、1,662万2,950円の増となっており、収納率につきましては99.2%でございます。

3款繰入金は9,083万8,784円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から

繰り入れております。

4 款繰越金は、前年度繰越金でございます。

5 款諸収入は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金などが主なものでございます。

以上、歳入決算総額 4 億 4,578 万 9,665 円で、前年度比 6.0%、2,536 万 196 円の増となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

394 ページをお願いいたします。

1 款総務費は 3,242 万 8,017 円で、職員の人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

396 ページをお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 4 億 636 万 8,584 円で、保険料負担金として 3 億 4,782 万 1,800 円、保険基盤安定制度負担金として 5,854 万 6,784 円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

397 ページをお願いいたします。

3 款諸支出金は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金等であります。

以上、歳出決算総額は 4 億 3,915 万 1 円で、前年度比較 6.4%、2,622 万 3,307 円の増となっております。

以上、認定第 7 号の説明とさせていただきます。よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） 認定第 8 号 平成 26 年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明を申し上げます。

別冊となっております水道事業会計の決算書のほうをお願いいたします。

なお、決算書のうち 6 ページから 9 ページまで、それから 24 ページから 31 ページまでに記載する金額は、消費税を含んだ金額で表示をいたしております。その他の財務諸表は、消費税を除いた金額で表示をさせていただいておりますので、よろしく御願ひをいたします。

まず、6、7 ページをお開きください。

収益的収入及び支出、まず収入でございますが、第 1 款水道事業収益の決算額は 8 億 6,005 万 2,451 円で、前年度対比では 108.5%、6,716 万 9,708 円の増となりました。

第 1 項営業収益の決算額は 7 億 9,659 万 9,304 円で、前年度対比 100.8%、611 万 1,846 円の増で、この主な収入は水道料金収入でございます。

第 2 項営業外収益の決算額は 6,345 万 3,147 円で、前年度対比では 2,649.1%、6,105 万 7,862 円の増となりましたが、これは会計制度の改正による長期前受金戻入を新たに計上することになったことによります。

次に、支出でありますが、第1款水道事業費用の決算額は7億3,220万2,367円で、前年度対比では103.4%、2,413万2,680円の支出増となっております。

第1項の営業費用は、決算額6億9,948万6,255円で、この執行額の主なものは、受水費、委託料、動力費、減価償却費並びに人件費等でございます。

第2項の営業外費用は、決算額が2,798万1,055円で、この執行額の主なものは残存企業債の支払利息等であります。

第3項の特別損失は、決算額が473万5,057円で、改正会計制度移行前の前年度12月から3月までの期末・勤勉手当、法定福利費等を計上したものでございます。

続きまして、8から9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。収入の1款資本的収入は、決算額7,898万3,211円で、57万9,789円の減となっております。

第2項出資金は、決算額251万5,000円で、総務省通知による一般会計からの繰出基準に基づき、消火栓設置費等による費用であります。当初予算額対比700万円の減は、総務省通知による水道施設耐震化事業の一般会計繰入金の繰入基準が改正をされたことによるもので、財務担当と調整し減額いたしました。

第3項負担金は、決算額7,646万8,211円で、642万211円の増で、これは新規給水申し込み等に係る加入負担金及び下水道工事に伴う配水管移設工事負担金等でございます。

次に、支出であります。第1款資本的支出の決算額は2億6,240万3,650円で、この執行額の主なものは、下水道工事に伴う配水管移設工事、高浜配水場監視装置改修工事、高浜・吉浜配水場薬注設備改修工事等の建設改良工事費並びに企業債償還金等でございます。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足をする額1億8,342万439円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填をいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

平成26年度の損益計算書であります。本年度の経常利益は1億1,984万2,691円で、特別損失の472万円を差し引いた額が当年度の純利益で1億1,512万2,691円となりました。

前年度の純利益7,272万7,416円と比べ158.3%、4,239万5,275円の増となりましたが、これは会計制度の改正で、営業外収益に長期前受金戻入を計上することになったことがふえた要因でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

平成26年度の剰余金の計算書であります。

中段の処分後残高は、前年度末残高から前年度処分額を加味したもので、資本金は23億5,272万8,061円、剰余金の資本剰余金は工事負担金、国庫補助金、県補助金、受贈財産評価額があり、

資本金剰余金合計は29億2,414万5,703円、利益剰余金は減債積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金があり、利益剰余金合計は1億6,993万2,739円で、資本合計は54億4,680万6,503円でございます。

下段になりますが、これに当年度変動額を加味した当年度末残高が、資本金が15億2,999万3,859円、剰余金の資本金剰余金合計は2億1,761万8,754円、利益剰余金合計は13億2,589万2,710円、資本金合計は30億7,350万5,323円となります。

14ページで剰余金処分計算書（案）をつけさせていただいております。

最後になりますが、36ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書で、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの資金の流れを捉え、営業活動、投資活動、財務活動に分類をした計算書となります。

結果は、営業活動のキャッシュフローは2億5,048万8,963円のプラス、投資活動のキャッシュフローは1億7,854万5,506円のマイナス、財務活動のキャッシュフローは3,607万6,202円のマイナスとなります。

水道事業全体で捉えますと、現金及び現金同等物の増減額は3,586万7,255円の資金増となります。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（幸前信雄）　ここで監査委員に、平成26年度各会計決算認定についての審査報告をお願いいたします。

監査委員。

〔監査委員 加藤仁康 登壇〕

○監査委員（加藤仁康）　ただいま議長より御指名をいただきました代表監査委員の加藤仁康です。

それでは、平成26年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計の決算に対する決算審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共下水道事業、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の6特別会計の歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果をも参考とし、計数の正確性、予算の執行の適否、効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算書及び附属書類等はいずれも関係法規に準拠して作成されており、その計数も正確に表示され、適正であると認められました。

また、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査につきましては、高浜

市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。

その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査としまして、水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果は、関係法規に従い、諸帳簿も作成されており、その内容、計数とも誤りなく、適正に執行されているものと認められました。

これら審査内容の詳細につきましては、例月出納検査及び定期監査の結果を議長に御報告申し上げております。また、平成26年度決算審査意見書を配付させていただいておりますので、参照していただければと存じます。

以上により、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔監査委員 加藤仁康 降壇〕

○議長（幸前信雄） 日程第7 報告第7号及び報告第8号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、報告第7号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、借上公共賃貸住宅の家賃等の支払いに係る訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、去る7月30日付で専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告申し上げるものでございます。

内容でございますが、相手方は市外在住の男性、訴えの内容は、滞納家賃641万1,250円遅延損害金の支払い及び訴訟に係る費用の請求並びに財産の仮執行宣言を求めるものです。

訴えの理由でございますが、相手方は借上公共賃貸住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じようとならないため支払い督促を行ったところ、当該相手方から督促異議申し立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により民事訴訟の手続に移行する必要があるため、専決処分とさせていただきましたので、御報告申し上げます。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（幸前信雄） 総務部長。

○総務部長（新美龍二） 続きまして、報告第8号 平成26年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によ

り、平成26年度決算に基づく高浜市の財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告をさせていただくものでございます。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率でございしますが、早期健全化計画の策定などが義務づけられます早期健全化基準を4指標いずれも下回っており、健全な水準となっております。

次に、各指標について御説明をさせていただきます。

まず、実質赤字比率でございしますが、算定上、一般会計等の実質収支額が黒字となったことから、実質赤字比率はなく、バー表示としております。

次に、連結実質赤字比率でございしますが、算定上、実質赤字額及び資金不足額は黒字となったことから、連結実質赤字比率はなく、バー表示としております。

次に、実質公債費比率でございしますが、元利償還金が減少したことにより比率が2.1%となり、前年度と比較して1.8ポイントの改善となっております。

次に、将来負担比率でございしますが、算定上、将来負担額より標準財政規模が上回ったことから、将来負担比率はなく、バー表示としております。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公営企業資金不足比率でございします。

高浜市公共下水道事業特別会計及び高浜市水道事業会計は、ともに資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率はなく、バー表示としております。

説明は以上でございします。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（幸前信雄） ここで、監査委員に報告第8号 平成26年度財政健全化比率及び公営企業資金不足比率について審査報告をお願いします。

監査委員。

○監査委員（加藤仁康） それでは、平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について、監査委員を代表して御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました平成26年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定をされました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業に関する資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、健全化判断比率は国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また公営企業会計における資金不足比率についても、資金不足はなしであ

ることを確認しました。

以上により、簡単ではございますが、高浜市長より審査に付されました平成26年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（幸前信雄） ただいまの報告第7号及び報告第8号は、報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（幸前信雄） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、9月3日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後0時5分散会
